

令和4年1月20日

保護者各位

石狩市保健福祉部長

### 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底についてのお知らせ

日頃より本市の教育・保育行政の推進及び長期にわたり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、北海道内においては、感染力の強いオミクロン株の影響で、年明けから新規感染者が急速に増加し、集団感染（クラスター）を含む感染事例が多数発生しております。

お子様が通う園では、必ずしも密な状態を避けることができないため、園にウイルスを持ち込まないことが大切です。このため、マスク、手洗い、手指消毒などの基本的な感染症対策の徹底や日々の健康状態の確認、お子様やご家族に発熱等の体調不良がみられるときにはお休みするなど、これまでと同様の取り組みを引き続きお願いいたします。

また、今後の園の利用につきまして、あらためて下記の点についてご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 園への連絡について

お子様や同居のご家族が次に該当する場合は、必ず園にご連絡をお願いいたします。その際には、園からの聞き取りにご協力をお願いいたします。

- ① 登園しているお子様が感染した場合
- ② 登園しているお子様が濃厚接触者となった場合
- ③ 登園しているお子様または同居のご家族が病院や保健所の指示でPCR検査を受けることになった場合  
(同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合も同様にお休みのご協力をお願いいたします。)

#### 2 市への情報提供について

園から市へ上記の情報を提供することに御同意いただきますようお願いいたします。

なお、提供された個人情報は新型コロナウイルス感染対応のみに利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

### 3 園をお休みいただく期間について

「1 園への連絡について」に該当する場合、下記の期間はお休みいただきますようお願いいたします。

園への連絡事項	お子様がお休みいただく期間
お子様が新型コロナウイルスに感染した	治癒または保健所から指導のあった健康観察期間の間
同居のご家族が感染した・お子様が濃厚接触者となった	保健所から指導のあった健康観察期間の間
同居のご家族が濃厚接触者となった	保健所から指導のあった健康観察期間の間 (本来、お子様に行動の制限はありませんが、感染拡大のための措置としご理解をお願いいたします。)
お子様や同居のご家族がPCR検査等を受ける	検査結果(陰性)が判明するまでの間

### 4 保育料の日割り減額について(保育認定0~2歳児クラスのみ)

「3 園をお休みいただく期間について」に該当しお休みした場合は、保育料の日割り減額の対象となります。保育料が減額対象となる場合は、園からお休みした日数を報告していただきますので、保護者様から市への申請は不要です。

### 5 その他

- (1) 園を利用するお子様や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、保健所の調査の結果により園の休園を行い、必要な対策を講じることとなりますので、ご承知おきいただき、休園の際には家庭保育等のご協力をお願いいたします。
- (2) お子様の体調管理にご協力をお願いいたします。毎日検温を行っていただき、発熱、咳等の風邪症状がみられて体調不良の場合には、発熱、咳等がなくなり、24時間以上経過するまでの間は園をお休みさせていただきます。
- (3) 万が一、他のお子様や保護者等、園関係者が新型コロナウイルス感染症に感染してしまった場合、その関係者に対しての偏見や差別が生じないようご配慮をお願いいたします。